

警察庁丙生企発第87号
警察庁丙刑企発第57号
平成12年4月26日

郵政省電気通信局長 殿

警察庁生活安全局長

警察庁刑事局長

通話料前払い方式（プリペイド方式）携帯電話に関する対応について
（依頼）

謹啓 陽春の候 貴台におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、警察行政の各般にわたり深いご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記の通話料前払い方式（プリペイド方式）携帯電話につきましては、本年1月17日付けで要請しておりますとおり、その匿名性を悪用した犯罪が多発しているところであります。

既にご承知のとおり、神奈川県下における身代金目的誘拐事件や大阪府下における身代金目的誘拐事件におきまして、被害者家族への連絡手段として当該方式による携帯電話が利用されたところであり、また、平成10年4月から本年4月24日までに警察庁に報告のあったものについては、覚せい剤等の禁制品の取引や詐欺等の犯罪に利用された事例が105件となっており、うち30件が未検挙となっております。

このように、今後ますます、犯罪の供用物等として利用されることが懸念されることから、先に要請しておりますとおり、

- 契約時及びプリペイドカード販売時における契約者及び購買者の身分確認を運転免許証等の公的発行物等を使用して行うとともに、その記録を保管すること
- その他当該サービスのあり方を含め、犯罪防止のために有効な仕組みを採用すること

につきまして、早急に検討いただくよう、電気通信事業者団体等に対し、再度要請したところであります。

貴省におかれましては、当該方式による携帯電話等が犯罪に悪用されることのない通信手段として利用されるものとなるよう、電気通信事業者に対する適切な指導等につきまして、御理解と御協力を賜りますとともに、現在までの対応状況につきまして、その検討状況等をお知らせいただきますようお願いいたします。

敬 具

警察庁丙生企発第88号
警察庁丙刑企発第58号
平成12年4月26日

社団法人
電気通信事業者協会会長 殿

警察庁生活安全局長

警察庁刑事局長

通話料前払い方式（プリペイド方式）携帯電話に関する対応について
（依頼）

謹啓 陽春の候 貴台におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、警察行政の各般にわたり深いご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記の通話料前払い方式（プリペイド方式）携帯電話につきましては、本年1月17日付けで要請しておりますとおり、その匿名性を悪用した犯罪が多発しているところであります。

既にご承知のとおり、神奈川県下における身代金目的誘拐事件や大阪府下における身代金目的誘拐事件におきまして、被害者家族への連絡手段として当該方式による携帯電話が利用されたところであり、また、平成10年4月から本年4月24日までに警察庁に報告のあったものについては、覚せい剤等の禁制品の取引や詐欺等の犯罪に利用された事例が105件となっており、うち30件が未検挙となっております。

このように、今後ますます、犯罪の供用物等として利用されることが懸念されることから、先に要請しておりますとおり、

- 契約時及びプリペイドカード販売時における契約者及び購買者の身分確認を運転免許証等の公的発行物等を使用して行うとともに、その記録を保管すること
- その他当該サービスのあり方を含め、犯罪防止のために有効な仕組みを採用すること

つきまして、早急に関係する電気通信事業者とともに御検討いただくとともに、現在までの対応状況につきまして、その検討状況等をお知らせいただきますようお願いいたします。

敬 具

警察庁丙生企発第89号
警察庁丙刑企発第59号
平成12年4月26日

NTT移動通信網株式会社
代表取締役社長 殿

警察庁生活安全局長

警察庁刑事局長

通話料前払い方式（プリペイド方式）携帯電話に関する対応について
（依頼）

謹啓 陽春の候 貴台におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、警察行政の各般にわたり深いご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記の通話料前払い方式（プリペイド方式）携帯電話につきましては、本年1月17日付けで要請しておりますとおり、その匿名性を悪用した犯罪が多発しているところであります。

既にご承知のとおり、神奈川県下における身代金目的誘拐事件や大阪府下における身代金目的誘拐事件におきまして、被害者家族への連絡手段として当該方式による携帯電話が利用されたところであり、また、平成10年4月から本年4月24日までに警察庁に報告のあったものについては、覚せい剤等の禁制品の取引や詐欺等の犯罪に利用された事例が105件となっており、うち30件が未検挙となっております。

このように、今後ますます、犯罪の供用物等として利用されることが懸念されることから、先に要請しておりますとおり、

- 契約時及びプリペイドカード販売時における契約者及び購買者の身分確認を運転免許証等の公的発行物等を使用して行うとともに、その記録を保管すること
- その他当該サービスのあり方を含め、犯罪防止のために有効な仕組みを採用すること

につきまして、早急に御検討いただくとともに、現在までの対応状況につきまして、その検討状況等をお知らせいただきますようお願いいたします。

敬 具

警察庁丙生企発第90号
警察庁丙刑企発第60号
平成12年4月26日

日本移動通信株式会社
代表取締役社長 殿

警察庁生活安全局長

警察庁刑事局長

通話料前払い方式（プリペイド方式）携帯電話に関する対応について
（依頼）

謹啓 陽春の候 貴台におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、警察行政の各般にわたり深いご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記の通話料前払い方式（プリペイド方式）携帯電話につきましては、本年1月17日付けで要請しておりますとおり、その匿名性を悪用した犯罪が多発しているところであります。

既にご承知のとおり、神奈川県下における身代金目的誘拐事件や大阪府下における身代金目的誘拐事件におきまして、被害者家族への連絡手段として当該方式による携帯電話が利用されたところであり、また、平成10年4月から本年4月24日までに警察庁に報告のあったものについては、覚せい剤等の禁制品の取引や詐欺等の犯罪に利用された事例が105件となっており、うち30件が未検挙となっております。

このように、今後ますます、犯罪の供用物等として利用されることが懸念されることから、先に要請しておりますとおり、

- 契約時及びプリペイドカード販売時における契約者及び購買者の身分確認を運転免許証等の公的発行物等を使用して行うとともに、その記録を保管すること
- その他当該サービスのあり方を含め、犯罪防止のために有効な仕組みを採用すること

つきまして、早急に御検討いただくとともに、現在までの対応状況につきまして、その検討状況等をお知らせいただきますようお願いいたします。

敬 具

警察庁丙生企発第91号
警察庁丙刑企発第61号
平成12年4月26日

J-フォン東海株式会社
代表取締役社長 殿

警察庁生活安全局長

警察庁刑事局長

通話料前払い方式（プリペイド方式）携帯電話に関する対応について
（依頼）

謹啓 陽春の候 貴台におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、警察行政の各般にわたり深いご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記の通話料前払い方式（プリペイド方式）携帯電話につきましては、本年1月17日付けで要請しておりますとおり、その匿名性を悪用した犯罪が多発しているところであります。

既にご承知のとおり、神奈川県下における身代金目的誘拐事件や大阪府下における身代金目的誘拐事件におきまして、被害者家族への連絡手段として当該方式による携帯電話が利用されたところであり、また、平成10年4月から本年4月24日までに警察庁に報告のあったものについては、覚せい剤等の禁制品の取引や詐欺等の犯罪に利用された事例が105件となっており、うち30件が未検挙となっております。

このように、今後ますます、犯罪の供用物等として利用されることが懸念されることから、先に要請しておりますとおり、

- 契約時及びプリペイドカード販売時における契約者及び購買者の身分確認を運転免許証等の公的発行物等を使用して行うとともに、その記録を保管すること
- その他当該サービスのあり方を含め、犯罪防止のために有効な仕組みを採用すること

につきまして、早急に御検討いただくとともに、現在までの対応状況につきまして、その検討状況等をお知らせいただきますようお願いいたします。

敬 具

警察庁丙生企発第92号
警察庁丙刑企発第62号
平成12年4月26日

第二電電株式会社
代表取締役 殿

警察庁生活安全局長

警察庁刑事局長

通話料前払い方式（プリペイド方式）携帯電話に関する対応について
（依頼）

謹啓 陽春の候 貴台におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、警察行政の各般にわたり深いご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記の通話料前払い方式（プリペイド方式）携帯電話につきましては、本年1月17日付けで要請しておりますとおり、その匿名性を悪用した犯罪が多発しているところであります。

既にご承知のとおり、神奈川県下における身代金目的誘拐事件や大阪府下における身代金目的誘拐事件におきまして、被害者家族への連絡手段として当該方式による携帯電話が利用されたところであり、また、平成10年4月から本年4月24日までに警察庁に報告のあったものについては、覚せい剤等の禁制品の取引や詐欺等の犯罪に利用された事例が105件となっており、うち30件が未検挙となっております。

このように、今後ますます、犯罪の供用物等として利用されることが懸念されることから、先に要請しておりますとおり、

- 契約時及びプリペイドカード販売時における契約者及び購買者の身分確認を運転免許証等の公的発行物等を使用して行うとともに、その記録を保管すること
- その他当該サービスのあり方を含め、犯罪防止のために有効な仕組みを採用すること

つきまして、早急に御検討いただくとともに、現在までの対応状況につきまして、その検討状況等をお知らせいただきますようお願いいたします。

敬 具

認証機関の在り方検討委員会

平成12年6月1日発行

財団法人 社会安全研究財団

〒101-0047 東京都千代田区内神田1-7-8 大手町佐野ビル
TEL 03-3219-5177